家畜商講習会の開催について (公告)

家畜商法 (昭和24年法律第209号) 第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。 平成24年10月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時

平成24年12月19日及び20日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

- 2 講習の内容及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を受けている者は(2) 及び(3) を、家畜人工授精師の免許を受けている者は(2) 及び(3) の家畜の悪癖、機能障害の受講を免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に 3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真(縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの)を貼り、11月30日までに県地域振興局農業(農林)振興部又は県農林水産部食品・流通課へ提出すること。

なお、獣医師免許証ないしは家畜人工授精師免許証を有するものは、その写しを添えて、講習時間の特例 措置適用申請書も併せて提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

- 5 その他
 - (1) 受講者は、テキスト代(3,400円)及び筆記用具を持参すること。
 - (2) 詳細については新潟県農林水産部食品・流通課流通・市場係(電話025(280)5304)に問い合わせること。